碧南市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年３月

碧南市

はじめに

少子高齢化対策や地域活性化のために、子どもの健全育成や子育て支援は重要な施策となっています。碧南市では、これまで「へきなん次世代ハートプラン（碧南市次世代育成支援対策地域行動計画）」（平成 17 年度～平成 26 年度）に基づき、幼稚園・保育園の第３子無料化や「ららくるにしばた」「こころっくしんかわ」といった子育て支援拠点施設の整備など、子どもの健全育成や子育てを総合的に支援していく環境を積極的に整えてまいりました。

今後も子育てに関する支援を継続的に取り組む計画として、平成２７年４月に施行される「子ども・子育て支援新制度」の目的を踏まえて、このたび「碧南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画の基本理念であります「子どもたちに安心・安全を約束できるまち　へきなん」を実現するために、保育園・幼稚園を中心とした質の高い保育・教育環境の整備や、ワーク・ライフ・バランス[1]を推進するためのきめ細やかな子育て支援施策を実施します。それにより子育て環境日本一をめざして、幅広く子育て家庭を支援し、すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会を構築してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご協議賜りました碧南市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成２７年３月

碧南市長　禰冝田政信

[1] ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和と訳され、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

目次

第１章　計画が目指す将来像 1

１．　計画の背景 1

２．　子ども・子育て支援制度の概要 2

３．　計画の位置づけ 2

４．　計画が目指す将来像 3

５．　計画期間 3

第２章　本市の現状と課題 4

１．　統計からみた碧南市の現状 4

1.　人口・世帯数の推移 4

2.　就業者数の推移や産業構造 9

２．　市民の意識と実態 11

1.　子育て家庭の実態 11

2.　保護者の就労状況 13

3.　保育の利用希望 14

３．　へきなん次世代ハートプランの達成状況 15

４．　市の子育て支援関連施設マップ 16

第３章　事業計画 18

１．　教育・保育提供区域の設定 18

２．　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 19

３．　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 23

1.　時間外保育事業 23

2.　放課後児童健全育成事業 24

3.　子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 26

4.　一時預かり事業 27

5.　病児・病後児保育事業 29

6.　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 30

7.　地域子育て支援拠点事業 31

8.　利用者支援事業 32

9.　乳児家庭全戸訪問事業 33

10.　養育支援訪問事業 34

11.　妊婦に対する健康診査 35

４．　幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について 36

５．　子育て支援施策の充実を図るための関連施策 37

1.　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 37

2. 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備 37
3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 37
4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援 37
5. ひとり親家庭の自立支援 37
6. 障害児の保育と養育支援 38

第４章 資料編 39
１. 推計人口の算出方法（概要） 39
1. 人口推計の手法 39
2. 計画期間内の子ども数の推計 40
２. 量の見込みの算出方法（概要） 41
３. 子ども・子育て会議 42
1. 碧南市子ども・子育て会議条例 42
2. 子ども・子育て会議委員 44

第１章　計画が目指す将来像

１．計画の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行にともない、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化等子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付ける等次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けており、市でも平成 17 年３月に「へきなん次世代ハートプラン」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子育ての孤立感や負担感を感じている保護者が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていること等を背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連３法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連３法」に基づき、平成 27 年４月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、今ある施設・事業を最大限活用し、不足するニーズに対応すべく体制を整え、子ども・子育てを支援する必要があります。

「へきなん次世代ハートプラン」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育てに関する支援を継続的に取り組む計画として、「碧南市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２．子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法は、“保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

３．計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

４．計画が目指す将来像

次代を担う子どもたちが、健康に・健全に成長できる環境を整えることが求められています。子育ての基本を家庭としつつ、親の就労等の社会参加を支援していくため、安心して子どもを預けることができる支援体制を構築します。

本計画では、このような基本的な考え方から以下のとおりに基本理念を設定し、子ども・子育て支援に関わる計画を推進します。

本計画の基本理念

子どもたちに安心・安全を約束できるまちへきなん

基本理念実現に向けた政策の方向性

保育園・幼稚園を中心とした安心・安全な子どもの保育・教育環境の構築

保護者のライフスタイルに応じた選択しやすい子育て支援施策の提供

保護者が子育ての責任を果たしつつ、社会参加が可能な環境整備と意識醸成

５．計画期間

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）から５年間を計画期間とし、平成 31 年度（2019 年度）を目標年度として定めます。

第２章　本市の現状と課題

１．　統計からみた碧南市の現状

１．人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 55 年から増加傾向であり、平成 25 年は 71,876 人となっています。しかし年齢３区分別にみると、増加し続けているのは「65 歳以上」のみとなっており、「15 歳未満」では反対に減少し続けています。

図表 １　碧南市の人口推移[1]

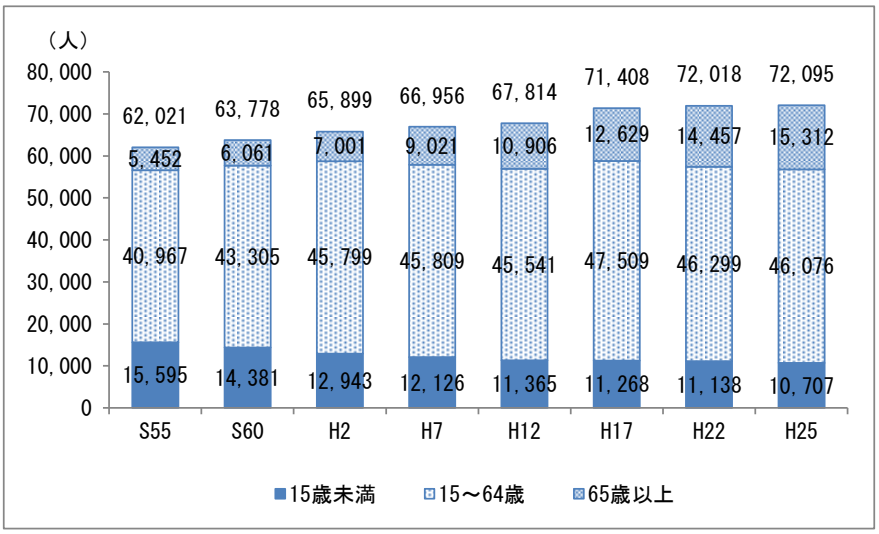

人口増減率をみると、平成 12 年から平成 17 年にかけて 4.02%上昇しているのに対し、平成 17 年から平成 22 年にかけては 4.45%下降しています。また、直近の平成 25 年では、人口増減率はマイナスに転じています。

図表 ２　人口増減率[2]

1　国勢調査（平成 25 年は住民基本台帳、平成 25 年 10 月 1 日時点）
2　国勢調査（平成 25 年は住民基本台帳、平成 26 年 3 月 31 日時点）

20 歳～39 歳の女性の人口推移をみると、約 9,000 人前後で推移しています。平成２２年は 9,３５０人でピークとなっていますが、その後減少に転じています。

図表 3　女性（20 歳～39 歳）の人口推移[1]

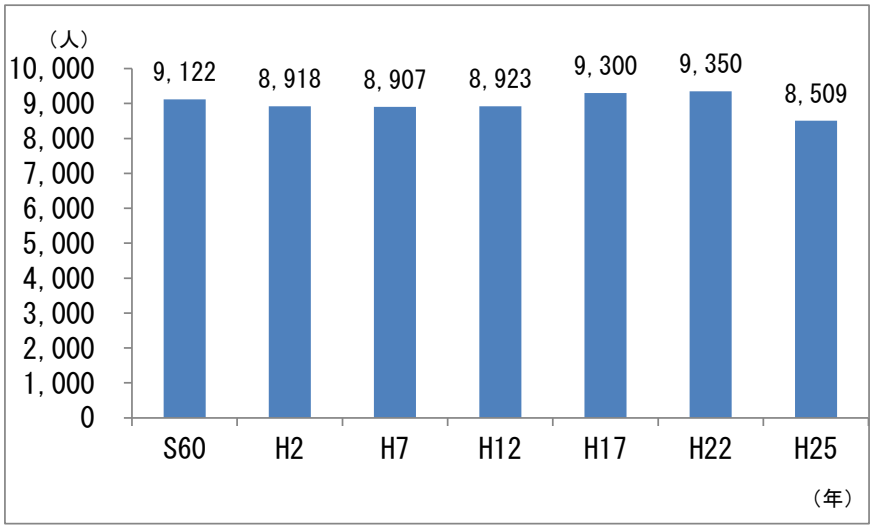

出生数の推移をみると、昭和 55 年以降減少傾向にあります。平成 17 年には 700 人を切り、さらに平成 25 年は 600 人を下回っています。

図表 4　出生数の推移[2]

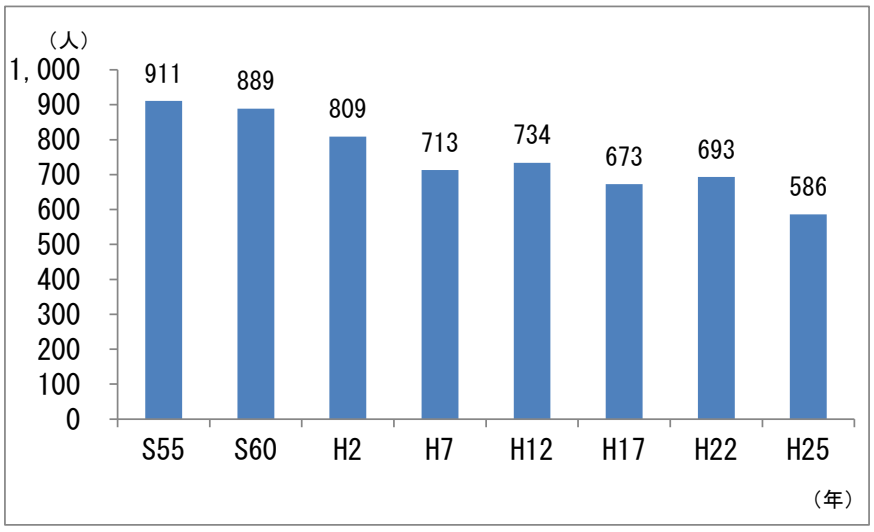

1　国勢調査（平成 25 年は市民課）
2　人口動態調査（平成 25 年は市民課）

転入者数及び転出者数の推移をみると、平成 12 年と比較して平成 25 年の転入者数は 800 人強、転出者数はおよそ 600 人弱増加しています。

図表 5　転入者数及び転出者数の推移[1]

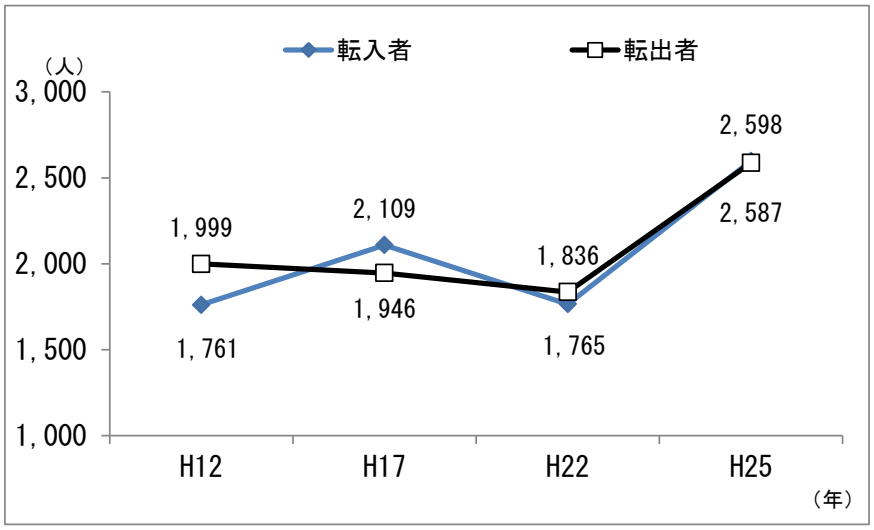

世帯数と核家族世帯数はいずれも年々増加しており、平成 22 年では世帯数は 25,265 世帯、核家族世帯数は 14,337 世帯となっています。

図表 6　世帯数及び核家族世帯数の推移[2]

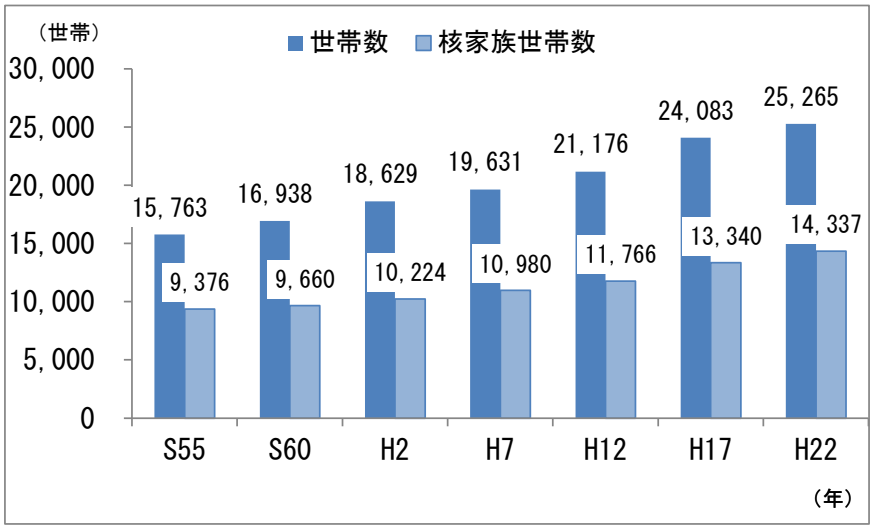

1　住民基本台帳人口移動報告（平成 25 年は市民課）
2　国勢調査

平成 12 年から平成 22 年にかけて、母子世帯数は増加傾向でしたが、平成 25 年には減少に転じています。一方、父子世帯数は 50 世帯強でほぼ横ばいとなっています。

図表 7　母子世帯数及び父子世帯数の推移[1]

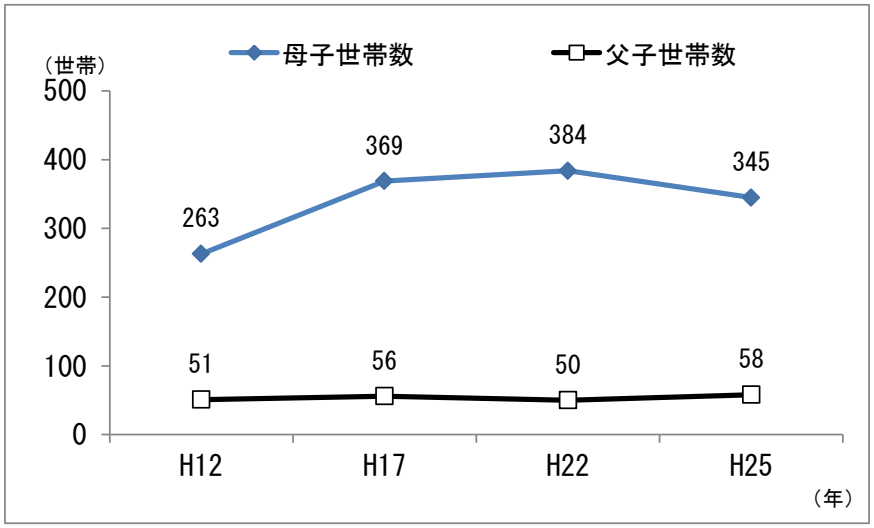

婚姻件数の推移をみると、直近では 400 件弱で推移しています。なお、平成２２年以前は人口動態調査の資料であるため、出典先のデータが異なります。

図表 8　婚姻件数の推移[2]

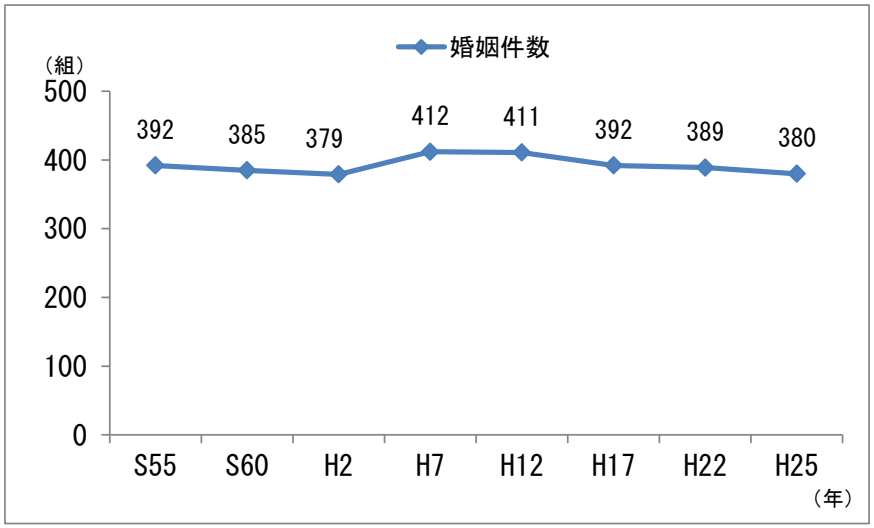

1　国勢調査（平成 25 年はこども課）
2　人口動態調査（平成 25 年は市民課）

離婚件数の推移をみると、直近では 100 件強で推移しています。なお、平成２２年以前は人口動態調査の資料であるため、出典先のデータが異なります。

図表 9　離婚件数の推移[1]

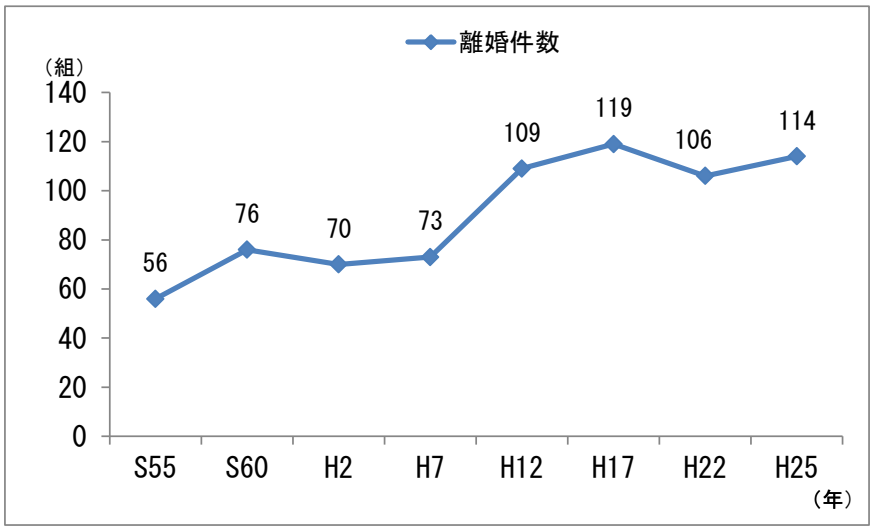

[1] 人口動態調査（平成 25 年は市民課）

2. 就業者数の推移や産業構造

就業者数は、昭和 55 年から平成 17 年にかけて増加していますが、平成 22 年ではおよそ 600 人減少し 38,493 人となっています。就業者数に占める男性・女性の割合は、おおむね６：４となっています。

図表 10　就業者数の推移[1]

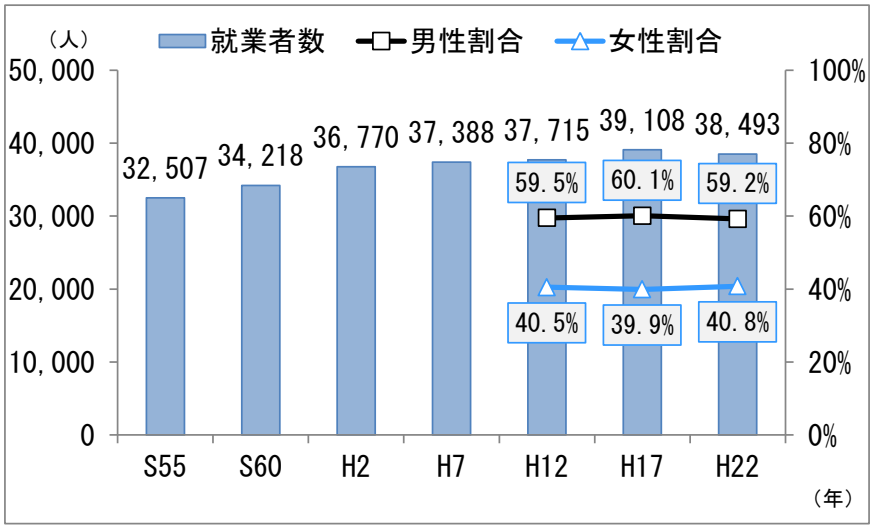

産業種別就業者数は、昭和 55 年から「第１次産業就業者数」は減少、「第３次産業就業者数」は増加し続けています。一方、「第２次産業就業者数」は昭和 55 年から平成２年にかけては増加、平成２年以降は減少しています。

図表 11　産業種別就業者数の推移[2]

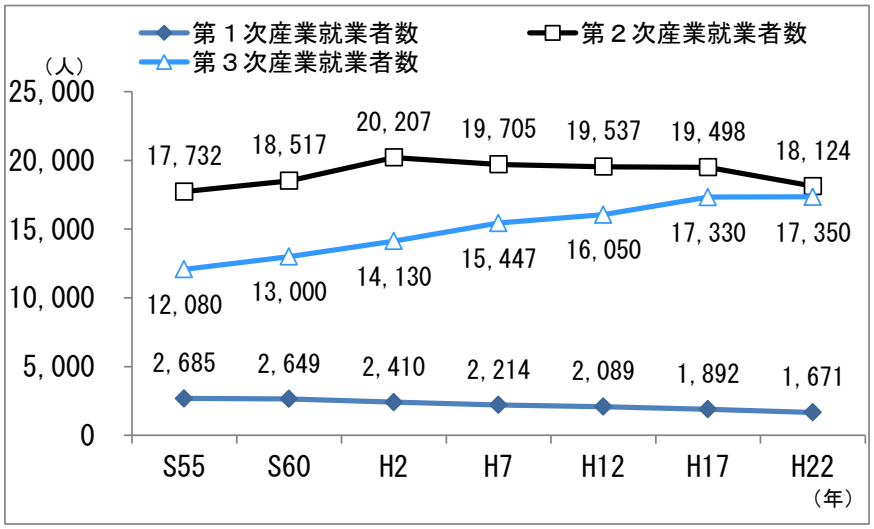

1　国勢調査
2　国勢調査

女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても 30～34 歳の労働力率が低下していますが、平成 12 年から平成 22 年を比較するとM字曲線はやや浅くなっており、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇しています。

図表 12　女性の年齢別労働力率の推移[1]

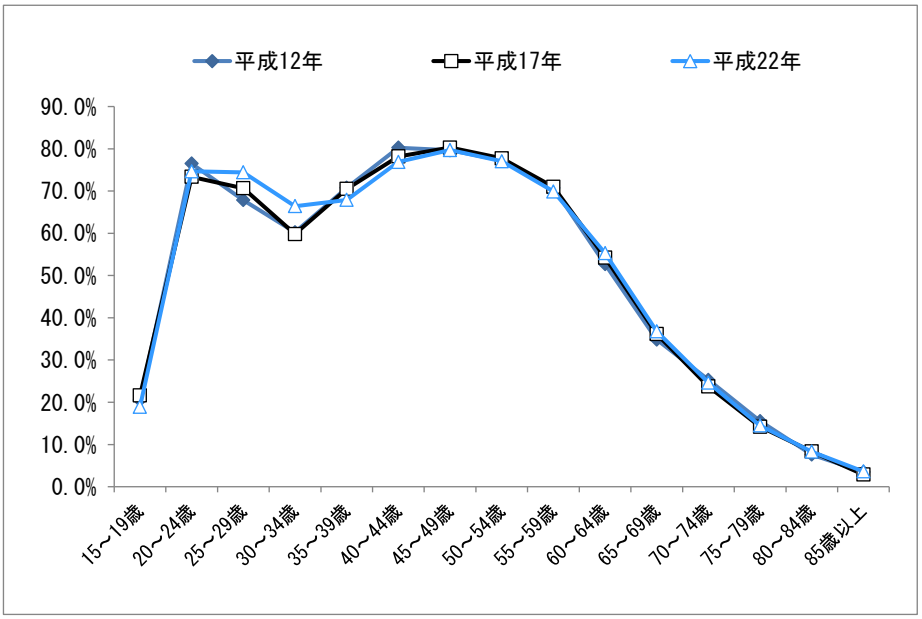

[1] 国勢調査

２．市民の意識と実態

本計画を策定するにあたって、碧南市に在住の就学前、小学生のお子さんを持つ保護者の方にアンケート調査を実施しました。

本計画は、このアンケート調査の結果を分析・活用して策定しています。

アンケート調査の概要

【調査対象】

・就学前児童の保護者：1,800 名

・小学生の保護者：1,000 名

・ひとり親家庭：200 名

【調査時期】

・平成 25 年 11 月、12 月

【調査方法】

・郵送配布、郵送回収

主要な集計結果について、次のとおり掲載します。

１．子育て家庭の実態

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した保護者は就学前の児童を持つ保護者が 36.8%、小学生を持つ保護者が 32.5%となっています。就学前・小学生とも緊急時に見てもらえる保護者まで入れると９割となります。

図表 13　子どもをみてもらえる親族・知人の有無

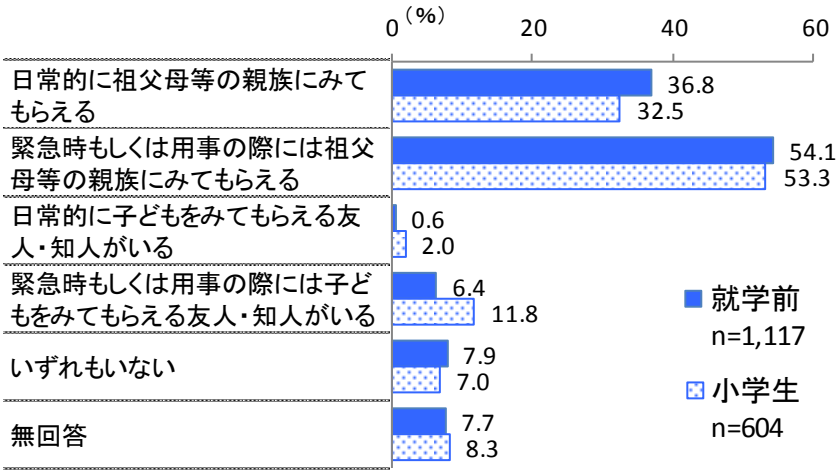

子育てに関する相談先は、就学前・小学生ともに「祖父母等の親族」または「友人・知人」がそれぞれ７割以上を占めています。一方、「民生委員・児童委員」や「自治体の子育て関連担当窓口」はいずれも１%以下の割合です。

図表 14　子育てに関する相談先

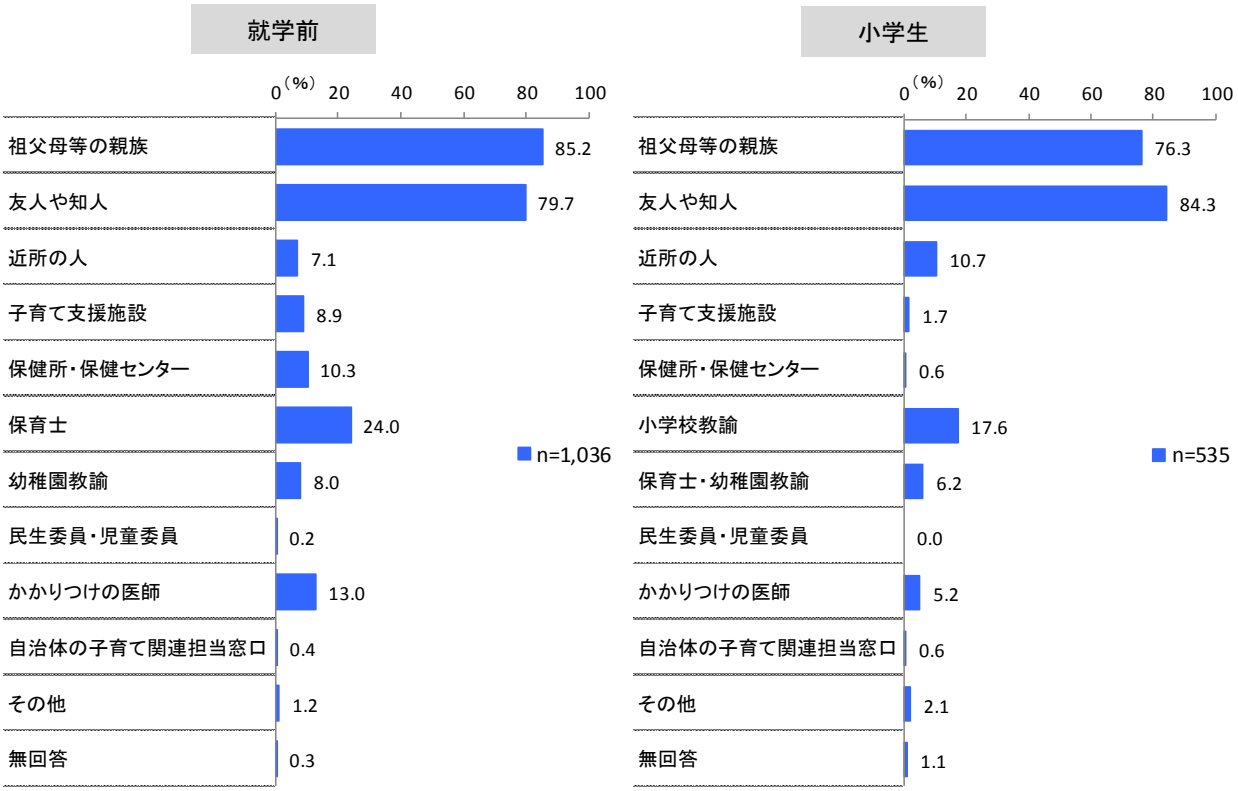

ひとり親家庭の保護者がひとり親になった時の年齢は、「25～29 歳」の割合が最も高くなっています。

図表 15　ひとり親になったときの年齢

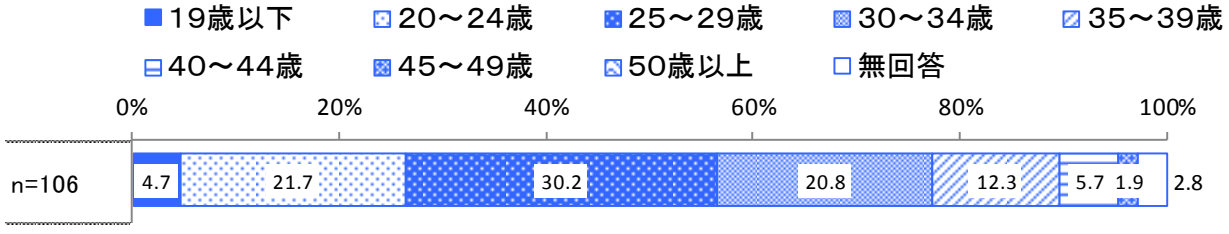

2. 保護者の就労状況

保護者（母親）の就労状況についてみると、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した割合が最も高く、小学生では「パート・アルバイト等で就労している」と回答した割合が最も高くなっています。

図表 16　就学前・小学生の保護者の就労状況（母親）

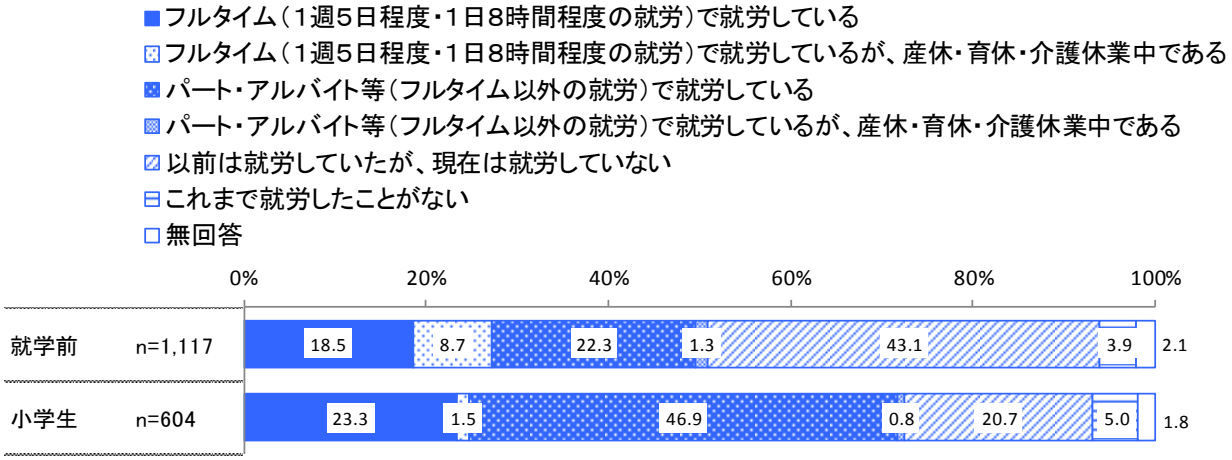

ひとり親家庭の保護者の就労状態の変化をみると、ひとり親になる前・なった直後までは「無職（専業主婦を含む）」の割合が最も高いですが、現在では「常用勤労者」及び「臨時・パート」の割合が高く、合わせて８割を超えます。

図表 17　ひとり親家庭の保護者の就労状態の変化

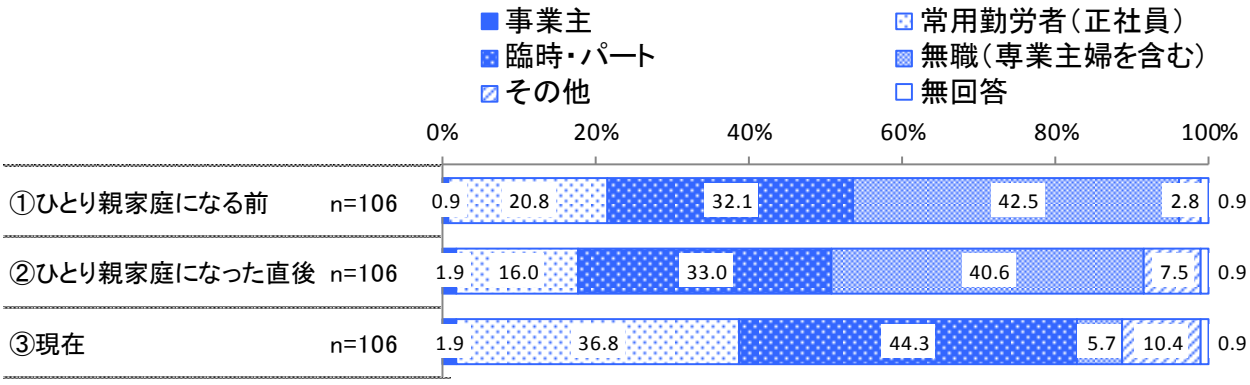

3. 保育の利用希望

就学前児童の保護者に対し、今後どのような保育・教育事業を利用したいか聞くと、「認可保育所」の割合が 64.6%で最も高くなっています。「認定こども園」は 15.8%の割合です。

図表 18　保育・教育事業の利用希望

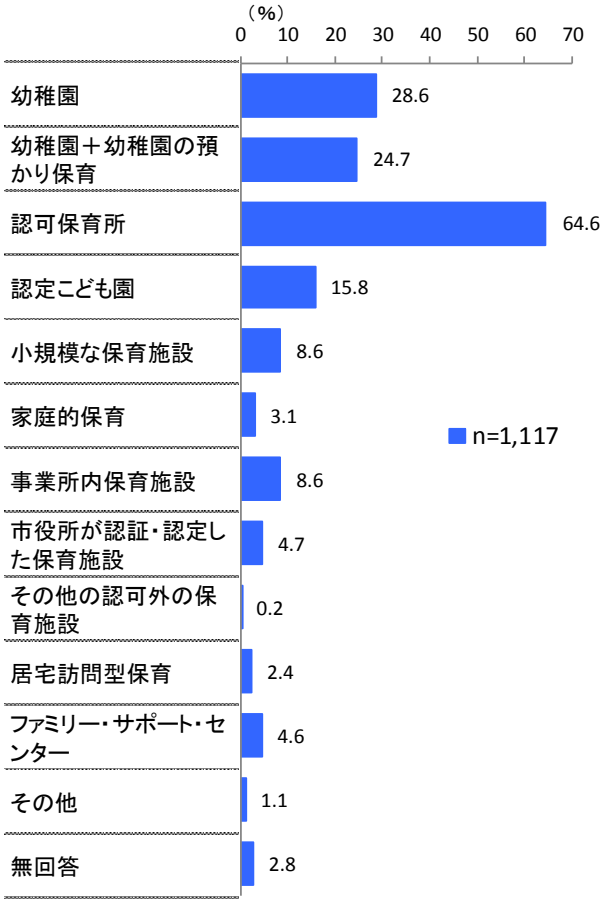

３．へきなん次世代ハートプランの達成状況

へきなん次世代ハートプラン（後期）で定めた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

図表 19　へきなん次世代ハートプラン（後期）の計画値と実績値

事　業　名			平成 25 年度[1]	
			計画値	実績値（提供体制）
1	通常保育事業	３歳未満児 人数／日	335	380
		３歳以上児 人数／日	1,665	1,595
2	特定保育事業	箇所数	6	6
3	延長保育事業	箇所数	10	10
4	夜間保育事業	箇所数	－	－
5	休日保育事業[2]	箇所数	2	2
		人数／日	50	13.7
6	病児・病後児保育事業	箇所数	1	1
		日数／年	586	488
7	放課後児童健全育成事業	箇所数	13	13
		人数／日	505	505
8	地域子育て支援センター事業	箇所数	9	11
9	一時預かり事業[3]	箇所数	6	6
		日数／年	17,580	20,547
１０	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	箇所数	1	1
１１	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	箇所数	4	4
１２	ファミリー・サポート・センター事業	箇所数	1	1

[1] 平成 26 年 3 月末実績
[2] １日あたり平均利用人数で実績値を掲載
[3] 年間総利用日数で実績値を掲載

４．市の子育て支援関連施設マップ

児童クラブ

1	大浜児童クラブ 碧南市浜田町１丁目１番地	TEL 0566-46-6362
2	西端児童クラブ 碧南市上町３丁目１番地	TEL 0566-46-3264
3	日進児童クラブ 碧南市日進町４丁目１番地	TEL 0566-46-1262
4	鷲塚児童クラブ 碧南市旭町２丁目 30 番地	TEL 0566-46-6010
5	中央児童クラブ 碧南市向陽町３丁目 19 番地	TEL 0566-46-3184
6	新川児童クラブ 碧南市新川町２丁目１番地１	TEL 0566-46-1905
7	棚尾児童クラブ 碧南市春日町１丁目２番地	TEL 0566-46-5131
8	二葉保育園児童クラブ 碧南市山神町５丁目 26 番地	TEL 0566-41-7066
9	第２へきなん保育園児童クラブ 碧南市縄手町５丁目 61 番地	TEL 0566-42-8222

児童センター

1	棚尾児童センター 碧南市汐田町２丁目 28 番地	TEL 0566-41-0892
2	東部児童センター 碧南市照光町５丁目３番地	TEL 0566-46-1188

こどもプラザ

1	こころっくしんかわ 碧南市山神町８丁目 35 番地	TEL 0566-42-5569
2	ららくるにしばた 碧南市三度山町２丁目 53 番地	TEL 0566-43-3434

母子通園施設

1	にじの学園 碧南市宮町４丁目１番地２	TEL 0566-42-6444

子育て支援センター

1	あらこ子育て支援センター 碧南市笹山町３丁目 29 番地	TEL 0566-42-0197
2	にしばた子育て支援センター 碧南市札木町３丁目１番地１	TEL 0566-42-1504
3	たなお子育て支援センター 碧南市汐田町５丁目 34 番地	TEL 0566-41-4978
4	こころっくしんかわ子育て支援センター 碧南市山神町８丁目 35 番地	TEL 0566-42-5569
5	ららくるにしばた子育て支援センター 碧南市三度山町２丁目 53 番地	TEL 0566-43-3434
6	たなおっこ子育て支援センター 碧南市汐田町２丁目 28 番地	TEL 0566-41-0892
7	とーぶ子育て支援センター 碧南市照光町５丁目３番地	TEL 0566-46-1188
8	かしの木保育園子育て支援センター 碧南市大浜上町５丁目１番地	TEL 0566-42-8200
9	へきなん保育園子育て支援センター 碧南市松本町 73 番地	TEL 0566-41-7394
10	第2へきなん保育園子育て支援センター 碧南市縄手町５丁目 61 番地	TEL 0566-42-8222

保育園

1	羽久手保育園 碧南市鶴見町６丁目 17 番地	TEL 0566-41-1475
2	天道保育園 碧南市末広町２丁目 32 番地	TEL 0566-41-0077
3	築山保育園 碧南市塩浜町７丁目 99 番地	TEL 0566-41-0999
4	日進保育園 碧南市伏見町１丁目 66 番地	TEL 0566-41-0091
5	鷲塚保育園 碧南市旭町３丁目 70 番地２	TEL 0566-41-1460
6	荒子保育園 碧南市笹山町３丁目 29 番地	TEL 0566-42-0138
7	西端保育園 碧南市札木町３丁目 202 番地	TEL 0566-42-2566
8	大浜保育園 碧南市本郷町２丁目 68 番地	TEL 0566-41-0896
9	棚尾保育園 碧南市汐田町５丁目 34 番地	TEL 0566-41-0897
10	新川保育園 碧南市金山町１丁目 27 番地４	TEL 0566-41-1476
11	二葉保育園 碧南市山神町５丁目 29 番地	TEL 0566-41-0310
12	へきなん保育園 碧南市松本町 73 番地	TEL 0566-41-7300
13	かしの木保育園 碧南市大浜上町５丁目１番地	TEL 0566-42-8200
14	第２へきなん保育園 碧南市縄手町５丁目 61 番地	TEL 0566-42-8222

幼稚園

1	新川幼稚園 碧南市新川町２丁目 123 番地	TEL 0566-41-6552
2	中央幼稚園 碧南市幸町３丁目 40 番１	TEL 0566-48-4403
3	大浜幼稚園 碧南市浜田町１丁目 119 番地	TEL 0566-41-0992
4	棚尾幼稚園 碧南市春日町２丁目 10 番地	TEL 0566-42-1121
5	西端幼稚園 碧南市上町２丁目 77 番地	TEL 0566-48-0777

※平成 27 年 3 月時点

第３章　事業計画

１．　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね３０分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

碧南市においては、面積は約３５平方km、人口は約７万人となっています。このような地域性や、現在のサービス利用状況から勘案した結果、区域は市全域として設定することとします。

２．幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画では、幼児期の教育・保育事業の量の見込み及び提供体制を目標数値としています。

量の見込みは、平成 25 年度に実施したアンケート調査結果を分析し、碧南市における子育て支援ニーズを算出・数値化したものです。これらのニーズをすべて充足していくことをめざし、提供体制の計画を以下のとおり定めました。

【事業内容】

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

保育園	：就労等、保護者の事情により保育を必要とする０～５歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
幼稚園	：すべての３～５歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
認定こども園	：保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
小規模保育	：比較的小規模（６～１９人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
家庭的保育	：少人数（５人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
居宅訪問型保育	：訪問先の居宅において１対１を基本として保育を提供する事業
事業所内保育	：企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

【利用状況】

図表 20　保育所の利用状況[1]

	（単位）	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
0 歳	人	12(62)	14(68)	17(62)	10(56)	16(55)
1歳	人	97(114)	101(121)	100(118)	107(124)	98(116)
2歳	人	162(167)	147(153)	147(161)	139(146)	148(152)
3歳	人	546(547)	475(482)	485(488)	456(460)	441(444)
4歳	人	535(535)	556(552)	496(496)	505(497)	477(473)
5歳	人	539(533)	538(531)	551(549)	498(497)	503(503)
合計	人	1,891(1,958)	1,831(1,907)	1,796(1,874)	1,715(1,780)	1,683(1,743)
保育所数	箇所	14	14	14	14	14
定員数	人	2,000	2,000	2,000	1,975	1,975

※（　）は各年度３月現在。26 年度は９月現在

図表 21　幼稚園の利用状況[2]

	（単位）	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
3歳	人	164	188	154	160	146
4歳	人	160	176	198	164	171
5歳	人	224	162	182	195	165
合計	人	548	526	534	519	482
園数	箇所	5	5	5	5	5

[1] 各年４月１日現在
[2] 各年５月１日現在

図表 22　待機児童の状況

	（単位）	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
3歳未満	人	0	0	0	0	0
3歳以上	人	0	0	0	0	0

【量の見込み】

図表 23　計画期間内の量の見込み[1]

（単位：人／日）		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	60	59	57	56	55
1・2 歳	②＜3号認定＞（保育所）	316	301	292	282	272
3歳～	③＜1号認定＞（幼稚園）	461	453	445	431	415
	④＜2号認定＞（幼稚園）	72	71	70	68	65
	⑤＜1号認定＞（保育所）	214	216	220	223	228
	⑥＜2号認定＞（保育所）	1,375	1,359	1,330	1,279	1,217
①+②+⑤+⑥（保育所利用計）		1,965	1,935	1,899	1,840	1,772
③+④（幼稚園利用計）		533	524	515	499	480
合計		2,498	2,459	2,414	2,339	2,252

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

【確保内容と実施時期】

図表 24　計画期間内の提供体制

（単位：人／日）		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	62	62	62	62	62
	①’＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
1・2歳	②＜3号認定＞（保育所）	318	318	318	318	318
	②’＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
3歳～	③＜1号認定＞（幼稚園）	760	760	760	760	760
	④＜2号認定＞（幼稚園）	100	100	100	100	100
	⑤＜1号認定＞（保育所）	220	220	220	230	230
	⑥＜2号認定＞（保育所）	1,375	1,375	1,375	1,365	1,365
①+②+⑤+⑥（保育所利用計）		1,975	1,975	1,975	1,975	1,975
③+④（幼稚園利用計）		860	860	860	860	860
①’+②’（地域型利用計）		0	0	0	0	0
合計		2,835	2,835	2,835	2,835	2,835

【確保方策】

本市においては、過去５年間で待機児童は発生しておらず、現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

さらに、市内すべての保育園で定員に空きがある場合での私的契約児（３歳以上児）の受け入れを行うとともに、すべての幼稚園で預かり保育を実施することで、保育園・幼稚園ともに 16：00 まで子どもを預けることができる環境を整備します。これにより、３歳以上となっても保護者の就労の有無にかかわらず、利用しやすい施設が選択できる環境が整います。

３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

１．時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。８時～16 時を基本保育時間としつつ、早朝保育（８時以前）・長時間保育（16 時以降）を実施しています。実施内容は園によって異なります。

【利用状況】

図表 25　時間外保育事業（18 時以降）の利用状況（申込者数）

	（単位）	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
時間外保育事業	人／日	195	198	205	199	174

【量の見込み】

図表 26　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人／日	228	222	217	210	202

【確保内容と実施時期】

図表 27　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人／日	228	222	217	210	202

【確保方策】

公立保育園の一部、及び私立保育園では、基本保育時間の 8:00～16:00 を超えて子どもを預かる、早朝及び長時間保育を実施しています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

2. 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。本市では、「児童クラブ」として各学区で実施しています。

【利用状況】

図表 28　放課後児童健全育成事業の利用状況[1]

	（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
放課後児童健全育成事業	人／日	468	453	467	437	478
	クラブ数	13	13	13	13	13

【量の見込み】

図表 29　計画期間内の量の見込み[2]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童健全育成事業	人／日（上段：低学年・下段：高学年）	531	506	479	466	457
		185	186	181	177	168

【確保内容と実施時期】

図表 30　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童健全育成事業	人／日	733	733	733	733	733

[1] 登録者数（年間平均）
[2] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

【確保方策】

放課後児童クラブは、平成 26 年度において、新川児童クラブ及び中央児童クラブの２か所で待機児童が発生しています。子どもの数の減少により量の見込みが減少することが予測されますが、一方では共働き世帯の増加により、ニーズが拡大する可能性もあります。

本市では、受入対象を６年生まで拡大し、長期休暇時の受入時間の拡大による利便性の向上、施設の拡張や近隣施設の活用も視野に入れながら量的な拡大を図る等、ニーズを充足できるよう随時検討します。

3. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

ショートステイとは、保護者の疾病等の身体的もしくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

トワイライトステイとは、仕事その他理由により平日夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時預かりを行う事業です。

【利用状況】

図表 31　子育て短期支援事業の利用状況

		（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
子育て短期支援拠点事業	ショートステイ	回／年	0	0	0	7	7
	トワイライトステイ	回／年	－	－	8	8	0

【量の見込み】

図表 32　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援拠点事業	回／年	44	43	42	41	39

【確保内容と実施時期】

図表 33　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援拠点事業	回／年	44	43	42	41	39

【確保方策】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設においてショートステイ・トワイライトステイを実施しています。現行の体制を継続して、ニーズの充足を図ります。

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

4. 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園で行う一時預かりは、「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

図表 34　一時預かり事業の利用状況

	（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園の預かり保育	回／年	6,700	6,567	10,757	14,861	16,047
不定期の利用	回／年	778	3,264	4,527	7,153	7,542
定期利用	回／年	5,922	3,303	6,230	7,708	8,505
上記以外の一時預かり（就労・私的利用）	回／年	3,081	3,380	4,317	3,231	3,682

【量の見込み】

図表 35　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回／年	15,418	15,130	14,891	14,426	13,874
不定期の利用	回／年	6,755	6,629	6,524	6,320	6,078
定期利用	回／年	8,663	8,501	8,367	8,106	7,796
上記以外の一時預かり（就労・私的利用）	回／年	4,080	3,960	3,866	3,742	3,605

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

【確保内容と実施時期】

図表 36　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回／年	15,418	15,130	14,891	14,426	13,874
不定期の利用	回／年	6,755	6,629	6,524	6,320	6,078
定期利用	回／年	8,663	8,501	8,367	8,106	7,796
上記以外の一時預かり（就労・私的利用）	回／年	4,080	3,960	3,866	3,742	3,605

【確保方策】

幼稚園の預かり保育は、長期休暇や平常教育時間の開始前・開始後、最大８時から16時まで子どもを預かる制度であり、就労による定期利用と、私的事由による不定期利用があります。

就労・私的事由による一時預かりは「プチ保育事業」として実施しており、保育園で不定期に子どもを預かる事業です。

いずれも現状の体制でニーズを充足できると考えられるため、引き続き事業を実施します。

5. 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

【利用状況】

図表 37　病児・病後児保育事業の利用状況

	（単位）	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
病児･病後児保育事業	回／年	5	0	11	54	11

【量の見込み】

図表 38　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
病児･病後児保育事業	回／年	51	50	48	47	45

【確保内容と実施時期】

図表 39　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
病児･病後児保育事業	回／年	51	50	48	47	45

【確保方策】

本市では、公立天道保育園の 1 か所で病後児保育を実施しています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

病児保育は、本市では実施していません。実施には医療機関の連携等も必要であることから、引き続きニーズを注視し、必要に応じて検討します。

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

6. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者を依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【利用状況】

図表 40　ファミリー・サポート・センターの利用状況

	（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ファミリー・サポート・センター	回／年	617	684	989	700	772

【量の見込み】

図表 41　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリー・サポート・センター	回／年	815	801	768	749	723

【確保内容と実施時期】

図表 42　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリー・サポート・センター	回／年	815	801	768	749	723

【確保方策】

本市のファミリー・サポート・センターは、幼児から児童・生徒まで幅広く利用されています。今後もサービスニーズの把握に努め、情報提供を通じて支援者・利用者の拡大を図ります。

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

7. 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【利用状況】

図表 43　地域子育て支援拠点事業の利用状況

	（単位）	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域子育て支援拠点事業	回／月	－	1,058	3,088	3,159	3,530
	箇所数	4	8	9	11	11

※25 年度は、園庭開放・ルーム開放を除く

【量の見込み】

図表 44　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
地域子育て支援拠点事業	回／月	3,963	3,810	3,692	3,577	3,462

【確保内容と実施時期】

図表 45　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
地域子育て支援拠点事業	回／月	3,963	3,810	3,692	3,577	3,462
	箇所数	10	10	10	10	10

【確保方策】

本市では、６保育園及び４児童センターにおいて子育て支援センターを運営しています。児童センターにおける子育て支援センターは、休館日の曜日をずらし、毎日どこかの支援センターが必ず利用できる環境を構築しています。児童センターでは育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、今後も現行の体制で事業を継続します。

[1] ニーズ調査と人口推計の結果から算出

8. 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援事業は新制度にともない新たに法定化された事業で、子どもとその保護者が、さまざまな教育・保育事業や地域子育て支援事業の中から適切なサービスを選択するため、身近な地域に専属のコーディネーターを配置し、支援していくものです。

【量の見込み】

図表 46　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援事業	人	3,795	3,687	3,601	3,489	3,366

【確保内容と実施時期】

図表 47　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援事業	人	3,795	3,687	3,601	3,489	3,366
	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

本市では、上記の支援をすでに行政窓口で一元的に管理・情報提供・支援しています。また、子どもの発育等に関する一般的な育児相談は地域子育て支援センターでも行っています。このような現状から、国の定める利用者支援事業として位置づけるサービスは行わないものの、引き続き行政窓口での実施を事業形態とし、子育て家庭の適切なサービス利用を支援します。

[1] 当該年度の人口推計結果における 0～5 歳児人口を量の見込みとして仮定

9. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

全出生児に対して「赤ちゃんお誕生おめでとう」として生後２か月前後に母子保健推進員または保健師が訪問しています。子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。また、適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については養育支援訪問事業につなげています。

【利用状況】

図表 48　乳幼児家庭全戸訪問事業の利用状況[1]

	（単位）	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	655	682	638	642	598

【量の見込み】

図表 49　計画期間内の量の見込み

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	600	583	563	545	529

【確保内容と実施時期】

図表 50　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	600	583	563	545	529

【確保方策】

今後も継続して、全出生児に対して実施し、子どもの環境状態の確認等を行い子育て不安の軽減を図り、必要な家庭に対し継続的な支援につなげます。

[1] 当該年度の人口推計結果における０歳児人口を量の見込みとして仮定

10.養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員（保健師等）が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行っています。

【利用状況】

図表 51　養育支援訪問事業の利用状況

	（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
養育支援訪問事業	人	11	5	4	1	2

【量の見込み】

図表 52　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援訪問事業	人	4	4	4	4	4

【確保内容と実施時期】

図表 53　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援訪問事業	人	4	4	4	4	4

【確保方策】

今後も、養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施します。

[1] 過去の実績を勘案し、量の見込みを設定

11.妊婦に対する健康診査

【事業内容】

母子健康手帳交付時に、医療機関で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

【利用状況】

図表 54　妊婦に対する健康診査の利用状況

	（単位）	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
妊婦に対する健康診査	人	766	680	665	644	651

【量の見込み】

図表 55　計画期間内の量の見込み[1]

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦に対する健康診査	人	600	583	563	545	529

【確保内容と実施時期】

図表 56　計画期間内の提供体制

	（単位）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦に対する健康診査	人	600	583	563	545	529

【確保方策】

今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査をうけられるよう健診の受診を奨励します。

[1] 当該年度の人口推計結果における0歳児人口を量の見込みとして仮定

４．幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について

本市では、市内に５つの幼稚園、14 の保育園が整備されています。保育ニーズに対して充分な供給量を確保できております。また、今後もニーズを充足できる見込みです。

全幼稚園で預かり保育を実施するとともに、全保育園で私的契約児（３歳以上児）の受入を可能とすることで、保護者の就労形態に関わらず、16：00 までどの施設でも子どもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような内容を構成し、幼児期にふさわしい生活環境の整備や運営を推進しています。幼稚園・保育園職員合同の事故予防研修、障害児研修、公開保育等の研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流を行っています。

以上のことから、本計画期間内に認定こども園へ移行する必要性が本市においては少ないと考えられるため、公立幼稚園・公立保育園の認定こども園への移行は本計画に掲げませんが、今後の社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、園舎の老朽化による建て替え等の機会を活用して、必要に応じて検討していくとともに、私立保育園の意向を確認していきます。

５．子育て支援施策の充実を図るための関連施策

１．産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育の利用状況は、現時点で円滑に実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝えるとともに、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

２．市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

本市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的に、第３子以降の保育料無料化や同時入所の半額減免を実施しています。また、就学児童では、放課後児童クラブや放課後子ども教室での学びや体験を通じて児童の健やかな育成を図り、安全に過ごすための居場所づくりを行っています。

引き続きこれらの事業を継続していくとともに、放課後児童クラブにおいては、受入学年と開所時間の拡大及び施設の充実を図り、安心してたくさんの子どもを産み育てられる環境を整備していきます。

３．子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童虐待については、家庭児童相談員が保育園・幼稚園・学校・保健センター・児童相談センター等と連携を図りながら、支援の必要な家庭について定期的な訪問等を行っています。近年増加傾向にあるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待とは関連性が高いため、警察・病院等関連機関との連携強化を図り適切に対応していきます。

４．労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、育児休業や労働法規等の周知を促進するとともに、パパママ教室等により父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育ての喜びを感じることができるよう支援していきます。

５．ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援するための取り組みとして、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施しています。今後は、離婚前から離婚直後の相談等の体制を整え、子どもの不利益を回避し、精神的な負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

また、ひとり親家庭の保護者を確実な就労に結び付けるため、キャリアカウ

ンセラーとの連携強化や自立支援プログラム事業、自立支援給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援体制を構築し、早期の自立を支援します。

6. 障害児の保育と養育支援

幼稚園・保育園において障害児（３歳以上児）の受入を行っています。子どもの障害の程度にあわせ、保育士と幼児の比率を１：４から１：１まで加配を行い、障害児がより安全に充実した生活が過ごせるようにしています。また、療育が必要な子どもについては、母子通所施設「にじの学園」により子どもの発達等に応じた療育を行ない、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

発達の遅れや障害を持つ子どもたちの健やかな成長を目指し、引き続ききめ細やかな保育・療育を行っていくとともに、早期支援・専門支援のための拠点や体制を構築していきます。

また、施設におきましては、段差の解消等により安全な環境の確保に向け、順次改修していきます。

第４章　資料編

１．　推計人口の算出方法（概要）

1．人口推計の手法

計画期間内の子ども数を推計するため、本計画策定にあたっては人口推計を実施しました。人口推計で一般的に推奨される方法として「コーホート[1]変化率法」と「コーホート要因法」の２種類があります。

碧南市の人口推計は、自然増・社会増等を加味した詳細な仮定データを用いて推計する「コーホート要因法」を用いて人口推計を行うこととしました。

人口推計に利用する“年齢別生残率”、“母親の年齢別出生率”は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」における仮定値（中位）を用いることとしました。

図表 57　人口推計の手順

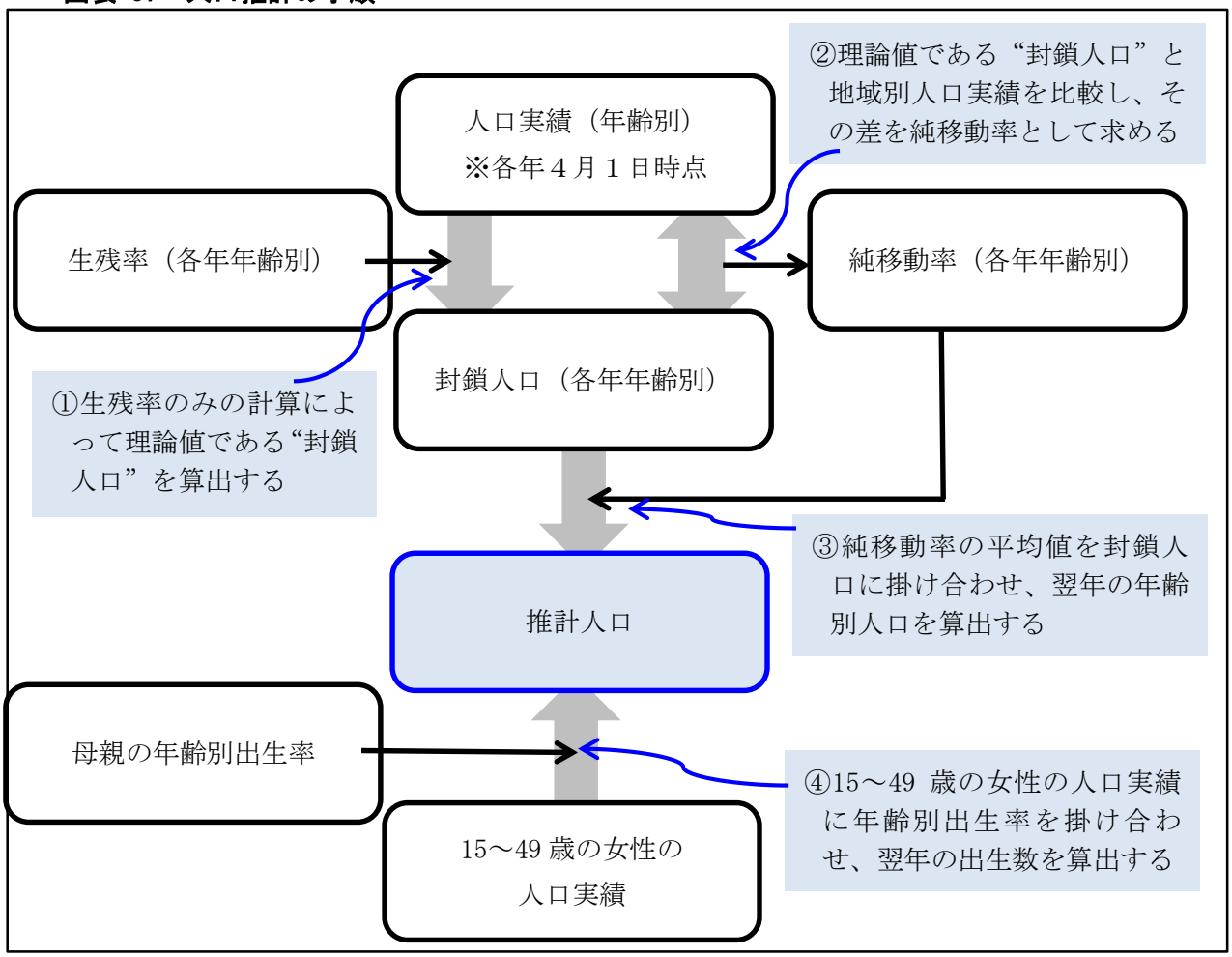

[1] コーホート：同じ年に生まれた人々の集団

2. 計画期間内の子ども数の推計

人口推計の結果、碧南市の人口は以下のように推計されます。

図表 58　子ども数の人口推移（実績）[1]

	平成21年	22年	23年	24年	25年
0歳	709	695	671	651	656
1歳	767	715	701	652	661
2歳	788	748	723	683	643
3歳	747	786	732	702	674
4歳	808	736	778	728	693
5歳	748	802	729	766	726
6歳	789	741	793	725	758
7歳	730	791	736	789	723
8歳	803	720	780	736	778
9歳	756	803	721	776	724
10歳	776	753	801	718	765
11歳	765	764	748	800	707
計	9,186	9,054	8,913	8,726	8,508

図表 59　子ども数の将来推計

	平成26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	619	600	583	563	545	529
1歳	657	620	601	584	564	546
2歳	652	648	612	593	577	557
3歳	633	641	637	602	583	568
4歳	666	626	634	630	595	576
5歳	687	660	620	629	625	590
6歳	719	680	654	614	623	619
7歳	755	717	678	651	612	621
8歳	716	747	710	671	645	605
9歳	774	712	743	706	667	642
10歳	720	769	708	739	702	663
11歳	757	713	761	701	732	696
計	8,355	8,133	7,941	7,683	7,470	7,212

[1] 各年4月1日現在

２．量の見込みの算出方法（概要）

平成２６年１月に国が示した基本指針（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）及びワークシートを基に、事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定しました。量の見込み算出には、「平成 25 年度に実施したニーズ調査結果」及び「計画期間内の推計児童人口」のデータを用いています。

量の見込み算出の基本的な手順は以下（図表 60）に示すとおりですが、詳細な集計方針は内閣府ＨＰ[1]の子ども・子育て支援制度に係る自治体向け情報で公表されています。

なお、国が示した指針及びワークシートは基本的な考え方と手順を示したもので、これに従うことを義務とするものではありません。碧南市においては、指針及びワークシートの結果を絶対の見込み量として捉えることなく、実情に応じて解釈し、子ども・子育て会議での検討を踏まえて見込み量を設定しています。

図表 60　量の見込み算出の基本手順概要

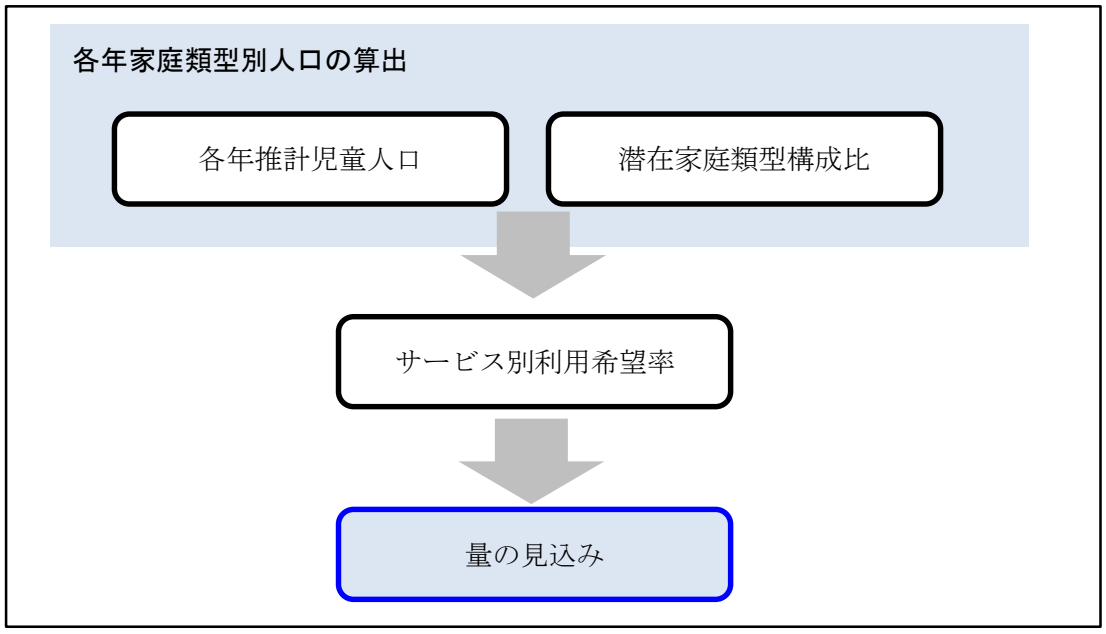

[1] 内閣府：http://www.cao.go.jp/

３．子ども・子育て会議

１．碧南市子ども・子育て会議条例

平成２５年６月２９日
条例第２３号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、碧南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 法第７７条第１項各号に掲げること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民の代表

(3) 各種団体を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長を置く。

２　会長は、市長が任命する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

２ 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第７条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（庶務）

第８条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

（雑則）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表第１障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,000 円

2. 子ども・子育て会議委員

委員名簿

	選出団体等	肩書	氏名
1	碧南市主任児童委員部会	副部会長	中根　潮美
2	碧南市民生委員児童委員協議会	会長	杉浦　紀政
3	碧南市民間保育園長会	へきなん保育園長	水野　裕子
4	碧南市医師会	監事	板倉　尚子
5	碧南歯科医師会	副会長	水野　博史
6	碧南市小中学校校長会	新川小学校長	中根　孝明
7	碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会		近藤　友香
8	碧南市保育所父母の会連絡協議会	会長	鈴木　美香
9	碧南市青少年育成推進員連絡会		大河内裕子
10	安城特別支援学校　地区別懇談会		石川　陽子
11	刈谷公共職業安定所碧南出張所	所長	杉浦　幹夫
12	一般社団法人碧南青年会議所	監事	山田　淳二
13	衣浦三水会	幹事	菅原　優
14	連合愛知　三河西地域協議会	幹事	中村　勝則
15	碧南警察署	生活安全課長	黒坂　徳弘
16	刈谷児童相談センター	センター長	野々村尚道
17	碧南市母子寡婦福祉会	副会長	加藤美保子
18	市民代表		栗並　えみ
19	市民代表		藤井　理沙

委員兼アドバイザー

20	岡崎女子大学	准教授	大岩　みちの

子ども・子育て支援事業計画
碧南市
平成 27 年３月
碧南市　福祉こども部　こども課
愛知県碧南市松本町２８
TEL：0566-41-3311 FAX：0566-48-2940